

台田中行政区 ふれあい懇談会会議録 (第3回)

開催日 平成 29 年 11 月 24 日(金)
18 時 00 分から

開催地 台田中集会場

参加者 15名

【質疑】

【質問1】

ペットボトルのキャップ回収について、市に対し回収をお願いするつもりはないが、市を通じて社会福祉協議会や他団体に回収をお願いできないか。

また、慈善活動として、ペットボトルのキャップ回収に取り組んでいる鹿島商工会女性部に対し、市で表彰することはできないか。

【回答1】

ペットボトルのキャップ回収については、改めて社会福祉協議会にも相談しながら、前向きに検討してまいります。

また、鹿島商工会女性部の慈善活動に対する市表彰についても、併せて検討させていただきます。

【質問2】

ゴミ集積施設については、現在、市が9/10を補助しているようだが、全額補助とすることができないか。また、原町区でも我々と同じ状況ではないのか。

【回答2】

原町区の在では、鹿島区と同じく各行政区の区費をもって、ゴミ集積施設を設置していますが、市街地では、道路脇等にゴミを集め、ネットを被せていた状況があり、平成28年度から補助率を上げてゴミ集積施設の設置を進めてきました。

また、当該補助制度については、同じ市内において行政区の区費によって設置している状況を踏まえ、全額補助とはならなかった経過がありますので、ご理解ください。

当該補助制度については、組長が隣組に加入していない方にも協力を得やすいよう、

20戸であれば毎戸1,000円程度の負担で設置ができる想定で補助率を引き上げた経過があります。

市としては、事業系ごみのマナー改善やペットボトルのキャップ回収も含め、市全体のゴミ焼却量を減らすため、市民に対しゴミ分別の周知徹底も図ってまいります。

【質問3】

広町住宅について、平成29年2月に入居申込みがあった際、修理が必要であったようだが、予定でも構わないので、いつから入居ができるのかを申込者にきちんと示すべきではなかったのか。

また、同敷地内で雑草が生い茂るなど管理が行き届いていない入居者に対し、市が明確に管理責任の所在を示したうえで、改善を図るよう強く求めるべきではないか。

【回答3】

広町住宅内の雑草については、市が雑草の処理を行ったうえで、該当する入居者に対しその費用を請求することができないか。

公営住宅の入居の際、入居者に対し区画内は、自ら維持管理を行うようお知らせしています。

また、本件については、改めて入居者に対し区画内の清掃をお願いするとともに、市長から指示があった債務関係も含め、今年度中に対策を講じてまいります。

平成29年2月に申込みがあった際、年度末ということもあり、予算的な面で修繕対応ができなかった経過があります。

また、修繕が必要な2戸については、本年12月から1戸の修繕に入り、今年度内には募集を行う予定です。残る1戸については、来年4月以降に修繕し募集を行う予定です。

【質問4】

鹿島小学校付近の遊休農地については、交通安全上の問題等もあり、四区行政区内の土地ではあるものの、台田中行政区が草刈りを行ってきた経過がある。

なお、当該遊休地については、本来、個人所有の土地でもあるため、市から所有者に対し、指導を行うことができないか。

当該遊休地については、カーブに面していることもあり、夏場は3m近く草が生い茂るなど大変危険な状況である。また、先ほどの説明では、今後、市が草刈り等の対

応を行うという認識でよいか。

【回答4】

市では、当該地の所有者は把握しており、再三連絡を入れているがなかなか連絡がつかなく、これまで道路に面する1 m程度を市が直営で除草した経過があります。

また、今後については、引き続き、所有者に対し連絡を取りながら、交通安全の観点も含め、遊休農地の管理をお願いしてまいります。

【質問5】

蜆の放射線モニタリング結果に関する説明があったが、市からのお知らせとして、きのこなどの農産物と同じく早く数値を公表すべきではないか。

蜆については、放射線モニタリング結果における数値上の問題はないが、そもそも真野川の漁業権の問題から採ることができないのか。

【回答5】

真野川の漁業権に係る魚種については、コイ、フナ、ウグイ、ウナギ、イワナ、ヤマメ及びアユの7種であり、それ以外の魚介類は自由に採ることができます。

なお、採る場所が限定されており、浜街道から海側は夏場の6月1日から8月31日までの期間以外は採ることができません。また、真野川河口から半径500 m以内は一切何も採ることができなく、国道6号から薬師堂橋の下流50 m区間も9月20日から11月30日までの期間は採ることができません。

また、蜆の放射線モニタリング結果の公表については、担当課と協議をさせていただきます。アサリに関しては、福島県が安全であることを確認したので、安心して召し上がっていただいて結構です。

【質問6】

休日における市立総合病院の案内表示について、敷地内に案内図を設置しているとの説明があったが、市内外からの来訪者も含め、いつでも誰でもわかるようにカラーコーンに矢印を表記し、設置することができないか。

【回答6】

先に申し上げたとおり既に敷地内に案内図を設置していますので、カラーコーン

による対応については、今後の利用状況も踏まえ、検討してまいります。

また、現状を踏まえ、今回、わかりにくいというご指摘を受けているので、利用者の視点に立った丁寧な対応に努めてまいります。

【質問7】

市立総合病院の正面玄関に設置している休日の案内図について、高齢者にも見えるよう大きくできないか。

また、脳卒中センター東側にある駐車場について、医師駐車場となっているが、利用しやすい場所にあるので、一般利用もできないか。

【回答7】

当院の正面玄関に設置している休日の案内図については、高齢者にとってもわかりやすい表示に努めます。

また、医師駐車場については、医師が昼夜を問わず利用する機会がありますので、ご理解をいただければと思います。

なお、脳卒中センター南側については、夜間や救急時患者のために一部利用できるようになっておりますので、ご利用いただければと思います。

【質問8】

あさひ地区にある都市計画道路については、震災前に計画したものであり、今回の震災を受けて、沿岸部を中心に甚大な被害を受けている状況も踏まえ、計画の見直しが必要ではないか。

また、計画の見直しについては、現在、当該地区における未着手箇所を最大限に活用できるようお願いしたい。

さらに、千倉地区の駐車場については、周辺住民が草刈をしてくれている状況もあるため、市による計画的な草刈りをお願いしたい。

【回答8】

当該都市計画道路については、ご意見のあった沿岸部の状況も理解しますが、震災後、鹿島小学校付近に子供たちの施設ができていますので、そのような状況も踏まえ、都市計画マスタープランの見直しの中で、検討してまいります。

また、千倉地区の駐車場については、市が無償で譲渡いただいた際に、市が管理

することになっていきますので、今回のようなことがないように定期的に対応してまいります。

【質問 9】

鹿島字上沼田地内にある市道については、鹿島小学校の通学路であり、新興住宅地やNPO法人の事務所が隣接しているので、市による優先順位の関係もあるようだが、是非、早急に拡幅の舗装対応をお願いしたい。

【回答 9】

当該市道については、本日頂戴したご意見等も踏まえ、できる限り速やかに対応できるよう、検討してまいります。

【質問 10】

当該市道について、未舗装路肩部分の段差解消をお願いするとともに、鹿島小学校の通学路等の関係を踏まえ、歩道の設置も含め拡幅の舗装対応をお願いしたい。

【回答 10】

当該市道の未舗装路肩部分との段差については、速やかに段差解消のため応急的な処置を行います（12月12日に敷き砂利作業を実施済）。

また、歩道設置については、道路幅員の関係もあるため、まずは拡幅舗装を実施したうえで道路幅員を4mで白線処理し、必要があれば路肩部分を緑のカラー舗装表示にできないか検討してまいります。

【質問 11】

鹿島小学校東側の市道について、朝の通学時には迂回路の関係もあり一方通行となっており、農作業を行ううえで支障になっているので、来年度中までには道路拡幅とともに、県道南海老鹿島線（266号）への接続もお願いしたい。

【回答 11】

当該市道の拡幅については、早急に対応することは難しい状況にありますが、今後、他路線との関係を整理しながら、検討してまいります。

また、県道南海老鹿島線（266号）への接続については、必要性があれば地元や地

権者との協議を進めてまいります。来年度中に完了することは難しい状況です。

【質問 1 2】

各行政区では、行政区長から組長を通じて、各世帯に行政情報等を伝達している状況を踏まえ、防災行政無線を有効利用できないか。

また、防災行政無線の屋外子局では、鹿島町では各行政区が同子局内に設置しているマイクを使って放送することができたが、現在はどうなっているのか。

【回答 1 2】

防災行政無線の屋外子局の運用については、現在と鹿島町での運用も含め、鹿島区地域振興課にも確認のうえ、お知らせします。

また、台風など緊急時における防災行政無線の運用については、危機管理上の観点から弾力的な対応に努めてまいります。

【質問 1 3】

防災行政無線については、防災ではなく広報の視点で考えれば、さらに有効活用が図れるのではないか。

【回答 1 3】

小高町及び鹿島町では、防災情報だけではなくイベント情報等も放送していましたが、合併時の調整の中で防災情報に特化した現在の放送形態となりました。

なお、本日のご意見等も踏まえ、現在、各区に特化した情報に関しては、各区の判断で迅速に対応できるよう、内部で調整を進めています。

【質問 1 4】

緊急情報であれば、市長判断でいいのではないか。

【回答 1 4】

全ての判断を私一人で下さなければならぬのであれば、部長職が何のためにいるのかがわからなくなる。その点は、役割分担の中で適宜対応してまいります。

なお、避難指示や避難勧告等と言った最重要事項に関しては、当然ながら私の責任で判断してまいります。

【質問 1 5】

鹿島町では、防災行政無線の屋外子局を使って、各行政区長が行政区内に限って放送することができたが、現在はそのような運用ができるのかを聞きたい。

【回答 1 5】

防災行政無線の屋外子局の運用については、現在と鹿島町の運用も含め、鹿島区地域振興課にも確認のうえ、お知らせします。

【質問 1 6】

2年ほど前にマルバシャリンバイの自生地が野焼きされる事態もあり、県に任せただけではなく、市が地元住民に監視員をお願いするなど、当該地を管理することができないか。

【回答 1 6】

野焼きがあった事実については、県から報告は受けていませんが、今回の震災による津波で流出し、県の文化財指定が解除されたエリアではないかと思います。

また、文化財指定が継続されるエリアについては、今後、市が新たに看板を設置し、野焼きも含めて当該地を適切に保存管理できるよう努めてまいります。

さらに、市では不定期ですが、年に数回の監視を行っています。また、地元住民も任意で随時、監視活動を行っています。

【質問 1 7】

野焼きがあった場所については、その後、市教育委員会による発掘が行われていたことから、市が野焼きを行ったと認識している。

また、市の文化財については、市が定期的に巡視を行うようお願いしたい。

【回答 1 7】

発掘調査で野焼きを行うことはなく、市教育委員会が当該場所で野焼きを行った事実もございません。

また、地元住民による巡視については、今後、地元行政区や八沢地区まちづくり委員会と連携して行うことも含め、検討してまいります。

マルバシャリンバイについては、市の大切な財産であり、鹿島区のシンボルツリー的な存在でもありますので、今後とも適切な保存管理に努めてまいります。

以上